⑶　入札の無効　本公告に示した入札参加資格を持たない者の行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　入札説明書による。
⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。

5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Tetsuya Ito, General Manager, Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association.
⑵　Classification of the services to be procured : 73
⑶　Nature and Quantity of the services to be required : Online publicity & Event Promotion for the Japanese Derby
⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A
⑸　Time limit of tender : By 10 : 30 A.M. 31 January 2024
⑹　Contact point for the notice : Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association, 1―1―1 Nishishimbashi, Minato-ku, Tokyo 105―0003 Japan. TEL 03―3591―5251
Mail : keiyaku-qa@jra.go.jp

入札公告の訂正

令和５年12月１日
国立大学法人東京大学総長　藤井　輝夫
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13
○第 66 号
1　掲載日　令和５年11月21日（号外政府調達第219号）
2　訂正内容　40ページの入札公告第66号「東京大学三鷹国際学生宿舎管理業務他　一式」について、３⑷中、「令和５年１月31日」を「令和６年１月31日」に訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年12月１日
支出負担行為担当官
九州農政局長　北林英一郎
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　43
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　西国東海岸保全事業　２・３号排水機場ポンプ設備製作据付工事
⑶　工事場所　大分県豊後高田市呉崎地内及び西真玉地内
⑷　工事内容　本工事は、西国東海岸保全事業の一環として、２・３号排水機場にポンプ設備を新設するものである。
①　２号排水機場ポンプ設備
１）主ポンプ設備　横軸斜流ポンプ　口径1,200㎜　２台　２）動力伝達装置　１式　３）吸吐出管類　１式　４）弁類　１式　５）原動機　１式　６）補助機械設備　１式　７）付帯設備　１式　８）受電・配電設備　１式　９）操作設備　１式　10）計装設備　１式　11）監視制御設備　１式
②　３号排水機場ポンプ設備
１）主ポンプ設備　横軸斜流ポンプ　口径1,200㎜　２台　２）動力伝達装置　１式　３）吸吐出管類　１式　４）弁類　１式　５）原動機　１式　６）補助機械設備　１式　７）付帯設備　１式　８）受電・配電設備　１式　９）操作設備　１式　10）計装設備　１式　11）監視制御設備　１式
⑸　工期　710日間
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　九州農政局管内における建設工事に係る令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者業者のうち、「機械器具設置工事」の確認を受けている者であること。又は、九州農政局管内における建設工事に係る令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の受付において申請を行い受理されている者で、開札時までに「機械器具設置工事」の確認を受けている者であること。なお、開札時において、令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「機械器具設置工事」の確認を受けていない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として「無効」とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州農政局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再確認を受けていること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑵の再確認を受けた者を除く。
⑷　施工実績
①　平成20年４月１日から令和５年３月31日までに元請として自ら製作、据付し、完成・引渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体にあたっては、構成員のうち１者が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。
元請として自ら製作、据付とは、その設備の主要装置・機器について自ら設計・製作し、設備機能全体を保証することである。また、設備の一部単体装置・機器として使用する製品で、一体設備として必要となるシステムの設計を自社で行い、製作仕様等を示し他社に外注する製品（委託生産品・ＯＥＭ生産品）については、自社製品として扱う。
「自ら製作」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件にしたものである。また据付も同様である。
②　同種工事とは、「ポンプ設備工事」とし、規模は問わないものとする。また、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局（農林水産部）を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めない。
⑸　保守管理体制　工事完成、引渡後においても会社組織（同系列会社のサービス組織含む）に、設備・製品に対する保守サービスを行う体制が整備されていること。
⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第２項に該当する場合は、その限りではない。
なお、配置予定技術者については、必ずしも一人の技術者である必要はなく、工場製作・現場据付時で別の技術者を配置しても差し支えないものとする。
配置予定技術者の専任制については、以下のとおり。
・工場製作については、専任制を義務付けない。
・現場据付については、専任制を義務付ける。
・工場製作担当者は、現場据付工事における担当技術者（現場代理人、主任技術者以外も可）として従事すること。ただし、常駐する必要はない。
①　配置予定技術者の資格
Ⓐ　監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）
ⓐ　技術士（機械・総合技術監理（機械））
ⓑ　Ⓑに示す要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負金額が4,500万円以上（平成６年12月28日以前の工事については3,000万円以上、昭和59年10月１日以前の工事については1,500万円以上）の機械器具設置工事に関して２年以上指導監督的な実務経験を有する者
ⓒ　これらと同等以上の資格を有すると認められる者
Ⓑ　主任技術者　Ⓐに示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者
ⓐ　指定学科（機械工学に関する学科）を卒業後、機械器具設置工事で下記の実務経験を有する者（㋐高等学校（旧実業学校を含む）、専修学校専門課程　５年以上、㋑高等専門学校（旧専門学校を含む）、専門士　３年以上、㋒大学（旧大学を含む）、高度専門士　３年以上）